

特100

256

大正二年八月

第三版

帝國議會變遷

木内浮沈藏版



始



持100
256

○五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサシムルヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ト誓ヒ大ニ
 斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆庶亦此旨趣ニ基キ協心努力スヨ

○立憲政體ノ詔書

(明治八年四月十四日)

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全
 ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願ニ
 中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スヘキ者少シトセス 朕今誓文ノ意ヲ擴
 充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏



クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、コト莫ク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能 朕カ旨ヲ體シテ翼贊スル所アレ

○國會開設ノ勅諭

(明治十四年十月十二日)

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ爾有衆亦 朕カ心ヲ諒トセン

顧ミルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之レヲ行フ責 朕カ躬ニアリ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ 朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ヲ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス

朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徵シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス

○憲法發布勅語

(明治二十二年二月十一日)

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ竝ニ大憲ヲ制定シ朕カ卒由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之レヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之レヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

○內閣及議會歷史

第一次內閣

明治十八年十二月成立
同二十一年四月九解 二年四ヶ月

總理 伊藤博文

明治十八年十二月太政官諸職ヲ廢シテ內閣ヲ置ク、○井上伯ノ條約改正案中外國人ノ立會裁判ヲ許スノ一條ハ端ナクモ朝野ノ間ニ大反對ヲ惹起シ二十年七月條約改正談判中止トナル○明治二十年十月伯爵後藤象二郎一致對外主義ヲ標榜シテ大同團結ヲ組織ス

第二次內閣

二十一年四月成立
二十二年十二月五解 一年四ヶ月

總理 黑田清隆

明治二十二年二月十一日憲法發布セラレ同日森有禮刺客西野文太郎ノ爲メニ殺サル○明治二十二年三月大同團結分裂ス○明治二十二年十月大隈伯ノ條約改正案中猶外人法官ヲ用ユルノ條項ハ再ヒ政論ヲ惹起シ福岡玄洋社ノ壯士來島恒喜ノ爲メニ要撃セラレ大隈伯ハ一脚ヲ失フ

第三次内閣

二十二年十二月成立
二十四年五月瓦解

一年六ヶ月

六

第一回議會

二十三年十一月二十九日開院
二十四年三月八日閉會

總理 山縣有朋

(衆) 議長

中島信行

(同) 副議長

津田真道

第一議會ニ於テ總豫算八千有餘萬圓ニ對シテ六百五十萬圓ノ大削減ヲ被リ漸ニシテ議會ノ通過ヲ得タルニ拘ラス如何ノ事情アリテカ山縣ハ議會閉會後間モナク冠ヲ掛ケテ去レリ

第四次内閣

二十四年五月成立
二十五年八月瓦解

一年三ヶ月

第二回議會

二十四年十一月二十六日開院
同 年十二月二十五日解散

總理 松方正義

(衆) 議長

中島信行

(同) 副議長

津田真道

第三回議會

二十五年五月六日開院
同 年六月五日閉會

(衆) 議長

星亨

(同) 副議長

曾禰荒助

松方就任後五日目ニ大津事變(津田三藏露國皇太子ヲ要撃ス)アリ、青木引責辭任ス續テ西郷亦

罷△○第二議會ハ事々ニ政府提案ニ反對シ殊ニ總豫算ヨリ約百萬圓ヲ削ラントシタリ此ニ於テ松方ハ奏議シテ國事ヲ以テ斯ノ如キ議會ニ託スルノ國民民福ト相容レサルコトヲ信ストシ裁可ヲ得テ衆議院ヲ解散シタリ○明治二十五年三月品川氏選舉干渉ノ非難ニ堪エスシテ職ヲ罷△○同年八月品川、西郷ノ二人國民協會ヲ組織ス

第五次内閣

二十五年八月成立
二十九年八月瓦解

四年一ヶ月

第四回議會

二十五年十一月二十九日開院
二十六年三月一日閉會

總理 伊藤博文

(衆) 議長

星亨

(同) 副議長

曾禰荒助

第五回議會

二十六年十一月二十八日開院
同 年十二月三十日解散

(衆) 議長

星亨

(同) 副議長

楠本正隆

(衆) 副議長

楠本正隆

(同) 副議長

阿部井盤根

第六回議會

二十七年五月十五日開院
同 年六月二日解散

(衆) 議長

楠本正隆

(同) 副議長

片岡健吉

第七回議會

(臨時) 二十七年十月十八日廣島ニ於テ開會
同 年十月二十二日閉會

七

(衆) 議長 楠本正隆 (同) 副議長 島田三郎

第八回議會 二十七年十二月二十四日開院
二十八年三月二十七日閉會

(衆) 議長 楠本正隆 (同) 副議長 島田三郎

第九回議會 二十八年十二月二十八日開院
二十九年三月二十九日閉會

(衆) 議長 楠本正隆 (同) 副議長 島田三郎

第四議會ニ於テ議院ノ豫算査定案ハ原案ヨリ約八百七十萬圓ヲ削減ス而シテ此内ニハ製艦費否決ヲ含ム此査定案出テヨリ政府對議會ノ確執其極點ニ達シ局面展開ノ術全ク盡ク結局詔勅煥發トナリ政府ハ辛フシテ本期議會ヲ經過スルヲ得タリ○明治二十七年八月一日日清開戦ノ詔勅下ル○明治二十八年十一月八日遼東半島ヲ清國ニ還附ス○明治二十九年三月一日進歩黨結黨式ヲ舉ク此月十四日自由黨提携ノ報酬トシテ板垣入閣ス○伊藤ハ大藏ニ松方、外務ニ大隈ヲ入レントス然レトモ大隈ノ入閣ハ板垣ノ絶對ニ喜ハサル處言ヲ極メテ其不可ヲ主張シ而シテ松方ハ單獨入閣ヲ拒ミ伊藤之ヲ裁ツ能ハスシテ伊藤、板垣二人先ツ辭表ヲ呈シ内閣遂ニ瓦解シタリ

第六次内閣 二十九年九月成立
三十年十二月總辭職 一年四ヶ月

總理 松方正義

第十回議會 二十九年十二月二十五日開院
三十年三月五日閉會

(衆) 議長 鳩山和夫 (同) 副議長 島田三郎

第十一回議會 三十年十二月二十四日開院
同 年十二月二十五日閉會

(衆) 議長 鳩山和夫 (同) 副議長 島田三郎

第七次内閣 三十一年一月成立
同 年六月總辭職 六ヶ月

總理 伊藤博文

第十二回議會 三十一年五月十九日開院
三十一年六月十日解散

(衆) 議長 片岡健吉 (同) 副議長 元田肇

第十二議會ニ於テ政府ノ増稅案議會ノ反對スル處トナリ衆議院遂ニ解散ス解散後數日ニシテ自由進歩ノ兩黨間ニ熟シタル合同談ハ忽チ決定シ共ニ解黨シテ憲政黨ヲ起ス○伊藤政黨組織論ヲ唱道シタルモ議容レラレサルヲ以テ同三十一年六月二十五日斷然冠ヲ掛ケテ去レリ

第八次内閣 三十一年六月成立
同 年十月瓦解 四ヶ月(憲政黨内閣)

總理 大隈重信

伊藤去ルニ臨ミ憲政黨首領大隈板垣ノ二人ヲ後繼ニ奏薦ス○憲法政治アリテ十閱年茲ニ初メテ純平タル政黨内閣ヲ見ル○明治三十一年共和演說事件ニ座シテ尾崎能ム○其後任問題ノ爲メ板垣、

大隈ト大ニ衝突間モナク内閣瓦解シタリ

第九次内閣

三十一年十一月成立
三十三年十月辭職

二ケ年

總理 山縣有朋

第十三回議會

三十一年十二月三日開院
三十三年三月十日閉會

(衆) 議長 片岡健吉 (同) 副議長 元田肇

第十四回議會

三十二年十二月二十二日開院
三十三年二月二十四日閉會

(衆) 議長 片岡健吉 (同) 副議長 元田肇

第十三議會ニ於テ分裂後ノ憲政黨ハ政府ニ聲援セリ○第十四議會閉會後自由黨ハ提携ノ報酬ヲ求メテ止マス山縣之レヲ顧ミス遂ニ自由黨トノ提携斷絶シ山縣續テ辭表ヲ奉呈ス○明治三十三年九月伊藤立憲政友會ヲ組織ス

第十次内閣

三十三年十月成立
三十四年五月五解

八ケ月

總理 伊藤博文

第十五回議會

三十三年十二月二十五日開院
三十四年三月二十五日解散

(衆) 議長 片岡健吉 (同) 副議長 元田肇

第十一次内閣

三十四年六月成立
三十九年一月更迭

四年七ケ月

總理 桂太郎

第十六回議會

三十四年十二月十日開院
三十五年三月十日閉會

(衆) 議長 片岡健吉 (同) 副議長 元田肇

第十七回議會

三十五年十二月九日開院
同年同月二十八日解散

議長副議長前ニ同シ

第十八回議會

三十六年五月十二日開院
同年六月五日閉會

(衆) 議長 片岡健吉 (同) 副議長 杉田定一

第十九回議會

三十六年十二月十日開院
三十七年十二月十日解散

(衆) 議長 河野廣中 (同) 副議長 杉田定一

第二十回議會

(臨時) 三十七年三月二十日開院
同年三月三十日閉會

(衆) 議長 松田正久 (同) 副議長 箕浦勝人

第廿一回議會

三十七年十一月三十日開院
三十八年二月二十八日閉會

議長副議長前ニ同ジ

明治三十六年七月伊藤政友會ヲ捨テ、樞府ニ入ル○日露國交斷絶シ明治三十七年二月十日宣戰ノ詔勅下ル○ポーツマス條約民衆ノ忌憚ニ觸レテ明治三十八年九月日比谷騷擾事件アリ内閣爲メニ人望ヲ失ヒ遂ニ瓦解ス○明治三十八年十二月二十三日佐々友房、井上角五郎ヲ初メトシ帝國黨其他少數黨ノ諸名士八十有餘名帝國ホテルニ會合シ大同俱樂部ノ發會式ヲ舉ク

第廿二次內閣

三十九年一月成立
四十一年七月總辭職

二年六ヶ月

總理 西園寺公望

第廿二回議會

三十八年十二月二十八日開院
三十九年三月二十八日閉會

議長副議長前ニ同ジ

第廿三回議會

三十九年十二月二十八日開院
四十年三月二十八日閉會

(衆) 議長 杉田定一 (同) 副議長 箕浦勝人

第廿四回議會

四十年十二月二十八日開院
四十一年三月二十七日閉會

議長副議長前ニ同ジ

明治四十一年一月財政問題ノ爲メ阪谷、山縣ノ間ニ確執ヲ生シ其結果同時ニ辭職ス○同年七月四日西園寺以下閣員俄ニ總辭職ヲ爲ス

第廿三次內閣

四十一年七月成立
四十四年八月卅日總辭職

總理 桂 太郎

第廿五回議會

四十一年十二月二十八日開院
四十二年三月二十五日閉會

(衆) 議長 長谷塲純孝 (同) 副議長 肥塚 龍

明治四十一年七月二十五日戸水寛人、中野武營、仙石貢等首唱ノ下ニ無所屬議員ヲ集メテ戊申俱樂部ヲ起ス○同年十二月二十一日河野廣中、島田三郎、阪本彌一郎、細野次郎、大竹貫一等相謀リ舊猶興會及革新同志會員ノ多數ヲ集メテ又新會ヲ起ス○本期議會ニ於ケル衆議院議員三百七十九名ヲ其所屬黨派ニ依リテ區別スレハ立憲政友會ニ屬スルモノ百九十一人憲政本黨ニ屬スルモノ六十五人大同俱樂部ニ屬スルモノ三十人戊申俱樂部ニ屬スルモノ四十二人又新會ニ屬スルモノ四十五人所屬ナキモノ六人ナリ

第廿六回議會

四十二年十二月二十四日開院
四十三年三月二十四日閉會

議長副議長前ニ同ジ

第廿七回議會

四十三年十二月廿三日開院
四十四年三月二十三日閉會

議長副議長前二同ジ

第二十七議會劈頭ニ於テ政友會トノ提携成リ議會ニ對シ何等患慮ナキヲ得タルカ如シト雖モ財政ノ窮乏甚シク且ツ國民ノ信用頓ニ薄弱トナリシタメ人心ヲ新タニスル所アルヘク辭職ヲナスノ止ムナキニ至リ四十四年八月三十日土崩瓦解ヲ見ルニ至レリ

第十四次内閣

四十四年八月三十日成立
大正元年十二月二十一日

一年七ヶ月

總理 西園寺公望

第廿八回議會

明治四十四年十二月廿五日開院
明治四十五年三月二十五日閉會

(衆) 議長 長谷場純孝 (同) 副議長 肥塚龍

(衆) 議長 大岡育造

第廿九回議會

(時臨) 大正元年八月二十三日開院
大正元年八月二十四日閉會

(衆) 議長 大岡育造 (同) 副議長 關直彦

第三十九回議會ノ臨時召集ヲ見タルハ 明治天皇陛下ノ御登遐ニヨリテ然ルモノニシテ而シテ西園寺内閣力民意ヲ酌ミ行政整理稅制整理ヲ行フ所アラントシ益々其歩ヲ進メ漸ク結局ニ近ツカントスルニ際シ陸軍カ朝鮮二個師團新設ヲ主張シ此主張ヲ容ルハニアラスンハ經費ノ節減ニ同意スル能ハストシ其主張ノ容レラレサル故ヲ以テ上原陸相辭職スル所アリ且ツ陸相ノ後任ヲ得ル能ハ

サルカタメ遂ニ總辭職ヲ餘義ナクスルニ至レリ諒閣大故ニ際シ此政變ヲ餘義ナカラシム嗚呼何人ノ罪ナル

第十五次内閣

大正元年十二月二十一日成立
大正二年二月十日總辭職

全五十二日間

總理 桂太郎

第三十回議會

大正元年十二月二十七日開院
大正二年 月 日閉會

(衆) 議長 大岡育造 (同) 副議長 關直彦

桂内閣ノ成立ハ輿論ノ大反對ヲ買フ所アリ其成立當初ヨリ喧々囂々非立憲ナリトシテ擯斥ノ聲高シ而シテ第三十議會ヘ歲末休會後ニ於ル開會ノ劈頭ニ於テ直ニ二十五日間ノ停會ヲ命シ他ノ一方ニ於テ新政黨組織ヲ標榜シテ政友國民二大黨ノ擾亂ヲ試ミ豫期ノ如キ成果ヲ奏セス二月五日議會ニ於テ内閣不信任案ノ討議ニ上リシタメ更ニ再停會ヲ命シ併セテ詔勅ヲ仰キ政友會總裁西園寺侯ヲシテ詔勅政策ヲ用ヒ窮地ニ陥ラシメシタメ國民ノ激昂ヲシテ頂上ニ達セシメ第二ノ日比谷燒打騒動ヲ出現セシメ茲ニ總辭職ヲ餘義ナクスルニ至レリ

第十六次内閣

大正二年二月二十日成立

總理 山本權兵衛

大正二年八月二十二日印刷
同年八月二十五日發行

第三版

神戸市兵庫西宮内町二百六十三番屋敷

發行編輯
兼印刷人

木内英雄

神戸多聞通二丁目

發賣元 高梨東神堂

(電話本局四〇四七番)

神戸市相生町四丁目

印刷所

合名 秀文社

(電話本局一四六四番)

複製不許

鳥取縣衆議院議員變遷一覽

27

31

鳥取縣選出衆議院議員變遷一覽

- 第一選舉 (二十三年)
 - 岡崎 平内
 - 山瀬 幸人
 - 松南 宏雅
 - 岡崎平内辭職三付
 - 木下 莊平
 - 松南平内辭職二付
 - 門脇 重雄
- 第二選舉 (二十五年)
 - 木下 莊平
 - 若原 觀瑞
 - 渡部 芳造
- 第三選舉 (二十七年)
 - 石谷 重九郎
 - 田江 彌三郎
 - 渡部 芳造
 - 田江彌三郎死亡三付
 - 西谷 金藏
- 第四選舉 (二十七年)
 - 石谷 重九郎
- 第五選舉 (三十一年)
 - 田江 彌三郎
 - 門脇 重雄
 - 石谷 傳四郎
 - 西谷 金藏
 - 野坂 茂三郎
- 第六選舉 (三十一年)
 - 石谷 重九郎
 - 西谷 金藏
 - 門脇 重雄
- 第七選舉 (三十五年)
 - 平井 致道
 - 西谷 金藏
 - 田江 泰造
 - 長谷川 芳之助
- 第八選舉 (三十六年)
 - 奧田 義人
- 第九選舉 (三十七年)
 - 石谷 傳四郎
 - 奧田 義人
 - 石谷 傳四郎
 - 國谷 亨
 - 福留 清四郎
- 第十選舉 (四十一年)
 - 木下 義之
 - 西谷 金藏
 - 奧田 柳藏
 - 福留 清四郎
 - 濱本 義顯
 - 法橋 善作
 - 西谷 金藏
 - 奧田 柳藏
- 第十一選舉 (四十五年)
 - 岡本 金太郎
 - 江角 千代次郎
 - 石田 孝吉
 - 向坂 弘
 - 河上 英
 - 恒松 隆慶
 - 原田 赴城

島根縣選出衆議院議員變遷一覽

- 第一選舉 (二十三年)
 - 岡崎 運兵衛
 - 佐々木 善右衛門
 - 高橋 久次郎
 - 菅 了法
 - 佐々木 文懋
 - 吉岡 倭文麿
- 第二選舉 (二十五年)
 - 岡崎 運兵衛
 - 佐々木 善右衛門
 - 木佐 德三郎
 - 清水 文二郎
 - 佐々木 田懋
 - 吉岡 倭文麿
- 第三選舉 (二十七年)
 - 岡崎 運兵衛
 - 星野 甚右衛門
 - 並河 理二郎
 - 江角 千代次郎
 - 恒松 隆慶
 - 松本 正友
 - 原田 赴城
- 第四選舉 (二十七年)
 - 園山 勇
 - 並河 理二郎
 - 高橋 守衛
 - 恒松 隆慶
 - 佐々木 田懋
 - 八幡 信太
- 第五選舉 (三十一年)
 - 園山 勇
 - 並河 理二郎
 - 伊藤 啓一郎
 - 恒松 隆慶
 - 右田 古文
 - 長田 文次郎
- 第六選舉 (三十一年)
 - 星野 甚右衛門
 - 並河 理二郎
 - 江角 千代次郎
 - 恒松 隆慶
 - 松本 正友
 - 原田 赴城
- 第七選舉 (三十五年)
 - 岡崎 運兵衛
 - 右田 古文
 - 江角 千代次郎
 - 園山 勇
 - 恒松 隆慶
 - 西山 關一郎
 - 高梨 東太
- 第八選舉 (三十六年)
 - 高橋 慶太郎
 - 恒松 隆慶
 - 右田 古文
 - 江角 千代次郎
 - 石田 孝吉
- 第九選舉 (三十七年)
 - 向坂 弘
 - 原田 赴城
 - 岡崎 運兵衛
 - 恒松 隆慶
 - 石田 孝吉
 - 園山 勇
 - 河上 英
 - 向坂 弘
 - 中沼 信一郎
- 第十選舉 (四十一年)
 - 岡崎 運兵衛
 - 恒松 隆慶
 - 石田 孝吉
 - 園山 勇
 - 河上 英
 - 向坂 弘
 - 中沼 信一郎
- 第十一選舉 (四十五年)
 - 福岡 世徳
 - 恒松 隆慶
 - 島田 俊雄
 - 高橋 久次郎
 - 石田 孝吉
 - 小川 藏次郎
 - 原田 赴城

不許

印刷所 神戶市相生町四丁目 合社名 秀文社

(電話本局一四六四番)

274
317

下... 其... 其... 其... 其...
 十二... 十... 十... 十... 十...
 内... 人... 家... 生... 其...
 正... 在... 在... 在... 在...
 正... 在... 在... 在... 在...
 正... 在... 在... 在... 在...
 正... 在... 在... 在... 在...
 正... 在... 在... 在... 在...
 正... 在... 在... 在... 在...
 正... 在... 在... 在... 在...
 正... 在... 在... 在... 在...
 正... 在... 在... 在... 在...



終

